

杉並区会計年度任用職員(臨時)【福祉】 募集案内

令和 8 年 7 月 21 日
杉 並 区

【1】 採用区分及び応募資格等

(1) 採用区分等

採 用 区 分		勤 務 態 様	採用予定数	勤 務 場 所
会計年度任用職員 (臨時)	福祉	1 日 6 時間・ 1 週 5 日以内	若干名	杉並区立 すぎのき生活園

(2) 仕事内容

杉並区立すぎのき生活園は、重度の知的障害者が日中、様々な活動を行っている施設です。通所する知的障害者の活動を一緒に行い、生活動作全般での支援業務に従事します。

(3) 任用期間

令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日まで（延長の場合あり）

※条件付採用期間（試用期間） 1 か月

(4) 応募資格

- ① 重度知的障害者支援に興味のある方。
- ② 次に掲げる事項に該当する方は、応募できません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【2】 申込方法

インターネット申し込みか、もしくは所定の申込書に必要事項を記入し、郵送または持参で提出してください。

インターネット申し込みの場合、「関連情報」の「インターネット応募専用フォーム」からアクセスし、画面の指示に従って全ての必要事項を入力し、送信してください。

申込書を提出する場合、添付の「採用選考申込書」に必要事項を記入し写真添付の上、杉並区立すぎのき生活園（〒167-0021 杉並区井草 5 丁目 19 番 12 号）まで郵送または持参してください

い。

(注) 郵送の場合、封筒の表面に「会計年度任用職員（臨時）【福祉】採用選考申込書在中」と赤字で明記の上、必ず簡易書留により郵送してください。持参の場合、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時までにお持ちください。詳しくは添付の【募集案内】を参照してください。

申込方法	申 込 期 限	送付先・申込場所
インター ネット	<u>令和8年8月4日（火）午後5時まで</u> <u>（受信有効）</u>	下記の URL・二次元コードから申し込み  URL: https://logoform.jp/f/04auU
郵 送 または 持 参	<u>令和8年8月4日（火）まで（必着）</u> (持参の場合は土曜、日曜、祝日を除く 午前8時30分から午後5時まで)	〒167-0021 杉並区井草5-19-12 杉並区立すぎのき生活園

※ 郵送で申し込む場合には、封筒の表面に「会計年度任用職員（臨時）【福祉】採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず簡易書留により郵送してください。（直接提出も可）

※ 応募書類は返却いたしません。収集した個人情報は、杉並区個人情報保護条例に基づき、適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

申し込み

【3】 第一次選考

方 法	書類選考	所定の申込書により書類選考を行います。 ※ 申込書は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用いたしません。
合格発表	可否にかかわらず、第一次選考受験者に結果通知を発送します。	

【4】 第二次選考

日時・場所 (予定)	○時間等の詳細は第一次選考合格通知にてお知らせします。 ○杉並区立すぎのき生活園	
方 法	面 接	会計年度任用職員として必要な基礎的知識等について個別面接を行います。
合格発表	第二次選考当日にご説明します。	

【５】 報酬・手当

時給 無資格者 1,543 円、保育士等有資格者 1,627 円、賞与あり（令和 8 年 4 月 1 日現在・地域手当に相当する報酬を含みます）

※ 1 特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減することがあります。

※ 2 通勤費を支給します。（上限 1 か月 5 5, 0 0 0 円まで）

※ 3 採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。

【６】 勤務条件・休暇等

- ◇ 勤務日は原則として月曜日から金曜日までの間で、1 週 5 日以内の勤務です。（日数は応相談。ただし、行事等で土曜日・日曜日・祝日法による休日の勤務となる場合があります。）
- ◇ 勤務時間は原則として午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分までの 1 日 6 時間勤務です。
- ◇ 年次有給休暇が勤務形態に応じて付与されます。

【７】 社会保険・福利厚生

- ◇ 勤務形態に応じて、社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険に加入します。
なお、健康保険は東京都職員共済組合のものになります。
- ◇ 勤務形態に応じて、年 1 回、一般的な健康診断が受けられます。
- ◇ 労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。

【８】 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

【９】 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和 2 年度から新たに創設された地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく一般職の非常勤職員です。常勤職員が担う業務の遂行を補完する職として採用されます。

【１０】 申し込み・問合せ先

杉並区立すぎのき生活園

〒1 6 7 - 0 0 2 1

東京都杉並区井草 5 - 1 9 - 1 2

TEL : 0 3 - 3 3 9 9 - 8 9 5 3

杉並区役所ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp>